

国保加入者の皆さまへ

交通事故にあったら必ず届け出を！

交通事故にあったら、役場へ事故の報告と保険証を使用する旨の報告をしましょう。

町が一時的に立替払い

交通事故にあつて受けた傷病の治療費は、通常加害者とその責任に応じて負担することになりますが、加害者との話し合いがこじれたり、加害者に支払能力がなかったりする場合があります。そういった場合、国民健康保険では、保険者である市町村に傷病届を出すことにより、被害者は国保の保険証を使って治療を受けることができます。

これは、本来加害者が負担すべき治療費分を保険者（市町村）が一時的に立替払いをするもので、後日、保険者が第三者である加害者に請求をする制度です。

まずは役場へ連絡

しかし、加害者から先に治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保

険での治療が受けられなくなる場合がありますので、交通事故にあつたらまずは、役場町民課国保年金係に「負傷（傷病）原因報告書」を提出し、事故の報告と保険証を使用する旨の報告をしましょう。

書類の提出

そして、「負傷（傷病）原因報告書」を提出後、おおむね1カ月以内に次の書類を作成して提出してください。なお、様式については、国保年金係に備えてありますが、ホームページの国民健康保険コーナーからダウンロードして印刷することができます。

- ① 第三者の行為による傷病届（その1、その2）
- ② 念書
- ③ 誓約書
- ④ 交通事故証明書（物件事故扱いの場合は人身事故証明書入手不能理由書も必要）



- ⑤ 事故発生状況報告書
 - ⑥ 車検証の写し（第三者の自賠責保険が車台番号で契約されている場合）
 - ⑦ 示談書が作成されている場合はその写し
- また、交通事故の際は必ず警察署に届け出をしましょう。
- 問い合わせ
町民課 国保年金係
☎ 86-6071

町民の身近な相談役

人権行政合同相談所にご相談ください

家庭内の問題、隣近所のもめごと、土地家屋の問題など困っていることをお気軽にご相談ください。開設日は広報最終ページに掲載しています。

石毛一典さん・高橋俊光さんが人権擁護委員に就任

石毛一典さん（鹿野戸）、高橋俊光さん（平山）が1月1日付けで、人権相談などを行う人権擁護委員に就任しました。町民の身近な相談役として現委員の北見忠昭さん（小南）、青柳清一さん（東今泉）とともに活動します。

また、3期9年にわたり人権擁護委員を務め、任期満了に伴い退任された石毛正明さん、渡邊昌代さんには、法務大臣より感謝状が贈呈されました。

問い合わせ 町民課 町民係 ☎86-6070



石毛 一典 さん



高橋 俊光 さん



東庄町農村ふれあい塾

東庄産
いちごを
使った



東庄産
SPF豚を
使った

ケーキづくり

ウィンナーづくり

講習会の参加者を募集

町の特産品である旬のいちごを使用したケーキや安心安全なSPF豚を使った手作りウィンナーを一緒に作ろう！

東庄産いちごを使った ケーキづくり講習会

日時 3月3日(土) 13:00～
場所 東庄ふれあいセンター
参加費 500円
持ち物 エプロン、三角巾、
筆記用具
募集人員 20人(先着順、
町内在住・在勤優先、小学
生の場合は保護者同伴)
申込受付 2月5日(月)～

東庄産SPF豚を使った ウィンナーづくり講習会

日時 3月10日(土) 9:30～
場所 東庄ふれあいセンター
参加費 500円
持ち物 エプロン、三角巾、
筆記用具
募集人員 20人(先着順、
町内在住・在勤優先、小学
生の場合は保護者同伴)
申込受付 2月13日(火)～

申し込み・問い合わせ
まちづくり課 産業振興係 ☎86-6076

町養豚経営者協議会から 学校給食へご寄附



12月18日(月)の学校給食に、町養豚経営者協議会からご寄附いただいた豚肉を使った豚丼が提供されました。

木内会長は、「私たちが町で生産した食材を、地元の皆さんに食べてもらえると、とてもうれしく励みになります。味はもちろんのこと、安心安全にこだわりをもって生産していますので、たくさん食べてほしいですね」と子どもたちへのメッセージを話されました。



スタミナ満点の
豚丼レシピは
P12元気レシピに
掲載！

農地の出し手・受け手を 募集しています

農地を貸したい

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農業からのリタイヤを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどで、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または、公益社団法人千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構)にご相談ください。機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。

地域の農地の一定割合(二割超)を、機構に貸す場合や個人が一定の要件を満たす場合、協力金の交付



が受けられます(別途市町村に申請が必要)。

農地を借りたい

機構では農用地等の借り受けを希望する方の募集も随時行っています。詳細は、まちづくり課産業振興係または、千葉県園芸協会までお問い合わせください。

農地流動化推進 事業の見直し

町で推進している農地流動化推進事業については、今年4月より交付の対象となる事業の要件および助成金交付額の見直しを行います。詳細は、まちづくり課産業振興係までお問い合わせください。

問い合わせ

まちづくり課 産業振興係
☎6075
千葉県園芸協会
☎043-223-3011